

(6)いじめ防止対策基本方針

「いじめ防止基本方針」

人権尊重の精神を基本に据え、すべての生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、学校内外を問わず、いじめを追放し、根絶することを目的とする。

目指す生徒像

- ・目標達成に向け、強い意志をもって挑戦する生徒
- ・ことばを大切にし、互いを認め、励まし合える生徒
- ・課題を発見・解決しながら、新たな価値を創造できる生徒
- ・地域の文化を誇り、ふるさとに貢献しようとする生徒

※「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

<いじめ防止対策推進法第2条より>

PTA や地域との連携

- ・PTA 総会、理事会
- ・学校評議員会
- ・桜中校区育成協議会
- ・伊良林小・諏訪小
- ・学年・学級部会
- ・課外クラブ振興会
- ・民生委員
- ・児童委員など
- ・伊良林まちづくり推進協議会

いじめ対策委員会 (A 部会 B 部会 C 部会)

- 校長 教 頭
- 生徒指導主事
- 生徒指導学年担当
- 養護教諭
- 特別支援コーディネーター
- スクールカウンセラー
- 学校相談員 SSW

関係機関との連携

- ・市教育委員会
- ・警察
- ・子育てサポート課
- ・こども・女性・障害者支援センター
- ・法務局
- ・医療機関
- ・長崎市こども相談センターなど

生徒会

「執行部」「正義の味方委員会」「生活安全委員会」

本校の「いじめ」の基本認識

- 「いじめ」は人権侵害であり、その形態によっては、暴行・恐喝・強要等にあたりうる犯罪行為であり、絶対に許されない行為である。
- いじめは「どの子どもにも起こりうる」、「どの子どもも被害者や加害者になりうる」問題であると認識する。
- 「いじめ」は大人の見えないところで行われがちであり、「いじめはない」のではなく、「気づいていない」と考え、アンテナを高くして、子どもの様子を見守る。
- 「いじめ」は教職員・保護者・関係機関がそれぞれの役割を果たし、一体となって撲滅にあたる問題である。

※児童等は、いじめを行ってはならない。<いじめ防止対策推進法第4条>

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

<いじめ防止対策推進法第9条>

いじめ問題への取組

＜未然防止のために＞

- 学校教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育・平和教育の充実を図り、未発達な考え方や道徳的判断の低さから起こる「いじめ」を未然に防止すると共に、生命尊重の精神や人権感覚を育み、人権意識の高揚を図る。
- 学校行事や体験活動（職場体験・福祉体験・平和学習など）を体系的に取り組みせ、他者や社会とのかかわりの中で、社会性や自己有用感・自己肯定感やコミュニケーション能力を高め、他人の気持ちを共感的に受容できる想像力や感受性を育成する。
- 他人を思いやる心を育て、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を磨く。未発達な考え方や道徳的判断力の未熟さからおこる「いじめ」をなくすため、道徳の授業を中心に人を思いやる豊かな心を育成する。
- 生徒が中心となって、生徒会「正義の味方委員会」によるアンケート調査や見回り活動・啓発活動などさまざまな活動を通して、共感的人間関係や規範意識・道徳的实践力を育成し、生徒が主体的・協働的にいじめをなくす取組を行う。

＜早期発見のために＞

- 昼休み等、教職員と生徒が共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、生徒たちの小さな変化にも敏感に気づく体制をつくる。その中で生徒の様子に目を配り、「生徒がいるところには、教職員の見守りがある」ことを目指す。
- 生徒の学校や家庭生活の実態について、月に1回（生活アンケート）アンケート調査を行ったり、年2回個人面談を実施する。日記や連絡ノート（やりとり帳）を活用することで、担任と生徒・保護者が日頃から密に連絡を取りながら信頼関係を構築し、いじめの早期発見・早期対応につなげる。
- 校内に生徒や保護者等の悩みを積極的に受け入れることのできる窓口と教育相談体制を整備する。また、教育相談体制については、学校相談員やスクールカウンセラーなどを活用しながら充実を図る。
- 授業参観や懇談会等を通して、いじめ防止対策の取組や対応などを知らせるとともに、保護者に広く啓発して、家庭での目配り・気配りの協働態勢をつくる。

＜いじめに対する措置＞

- いじめの兆候や相談等があった場合は、問題を軽視することなく早期に適切な対応を「いじめ対策委員会」を中心に、組織的に行う。
- いじめの事実確認を行い、その時受けている心理的圧迫感をしっかり受け止めるとともに被害生徒を守り抜く姿勢を示し、心の痛みを軽減するように努める。時間的な経過や関係者など、できるだけ具体的な状況を聴き取り、記録を残す。関係諸機関と連携を図り、専門的な知識をもつSCや、信頼されている教職員等が対応する。
- いじめた側にも事実確認をするとともに、当事者だけでなく周囲からの情報収集等も行い、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。事実関係だけではなく、当該生徒が抱える課題を学校生活・家庭環境・友人関係等と関連させ明確にする。その上で、いじめが決して許されない（いじめ防止対策推進法第4条）ことを指導するとともに、保護者に対して指導助言を行う。（同第9条）
- はやしたてたりおもしろがったりする「観衆」や周辺で黙認の了解を与えている「傍観者」の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるように、あるいは、周囲に気を配り誰かに相談をする勇気を持つ集団づくりの構築を図り、再発防止に努める。

＜重大事態等への対応＞

- いじめの事案が、生徒の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるときや、相当な期間学校を欠席することを余儀なくされた疑いがあるときは、速やかに教育委員会に報告する。
- 必要に応じ、SSW、SCの活用、子育てサポート課、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携を図る。生徒の個人情報をも十分に保護した上で、報告や情報交換を行い、解決に向けた具体的な取組を進める。

<ネット上のいじめとその対応>

○ネット上のいじめについてはその性質上、学校で把握することが困難である。未然防止には家庭での指導や見守りが不可欠である。家庭ではネットの特徴や問題点を十分に理解した上で、しっかりとしたルールづくりを行うとともに、フィルタリング等を利用してトラブルを回避する手段を講じる。携帯電話の所持については、家庭でその必要性や使用方法を十分に検討してもらう。

| <ネット上の諸問題> | |
|------------|--|
| ・ | 発信した情報は「知らない間」に「不特定の人」に「短期間」で広がり、一度流出した情報は、絶対に消すことができないという認識を持っていない。 |
| ・ | 匿名性が高いため、情報を安易に流してしまいがちであり、加害者は責任を感じにくい。 |
| ・ | 情報モラルの未熟さから、思わぬトラブルにつながる。 |
| ・ | 名誉毀損や脅迫など、違法行為につながる可能性があることへの認識が薄い。 |
| ・ | 時間や場所を選ばず、いつでもどこでもいじめが行われる可能性がある。 |

○教職員は、ネット上の諸問題について最新の情報を把握し、計画的に研修を行い指導力の向上に努めていく。学年PTAなどを利用し、家庭にも広くその情報を伝え、共通理解のもと生徒の指導を行う。何かトラブルがあったときなどに話しやすい雰囲気づくりに努める。学校でも市P連緊急メッセージを踏まえ生徒・保護者向けに、専門的な機関と連携し研修会等を実施する。また、道徳・学活・教科でも情報モラル等の指導を行う。

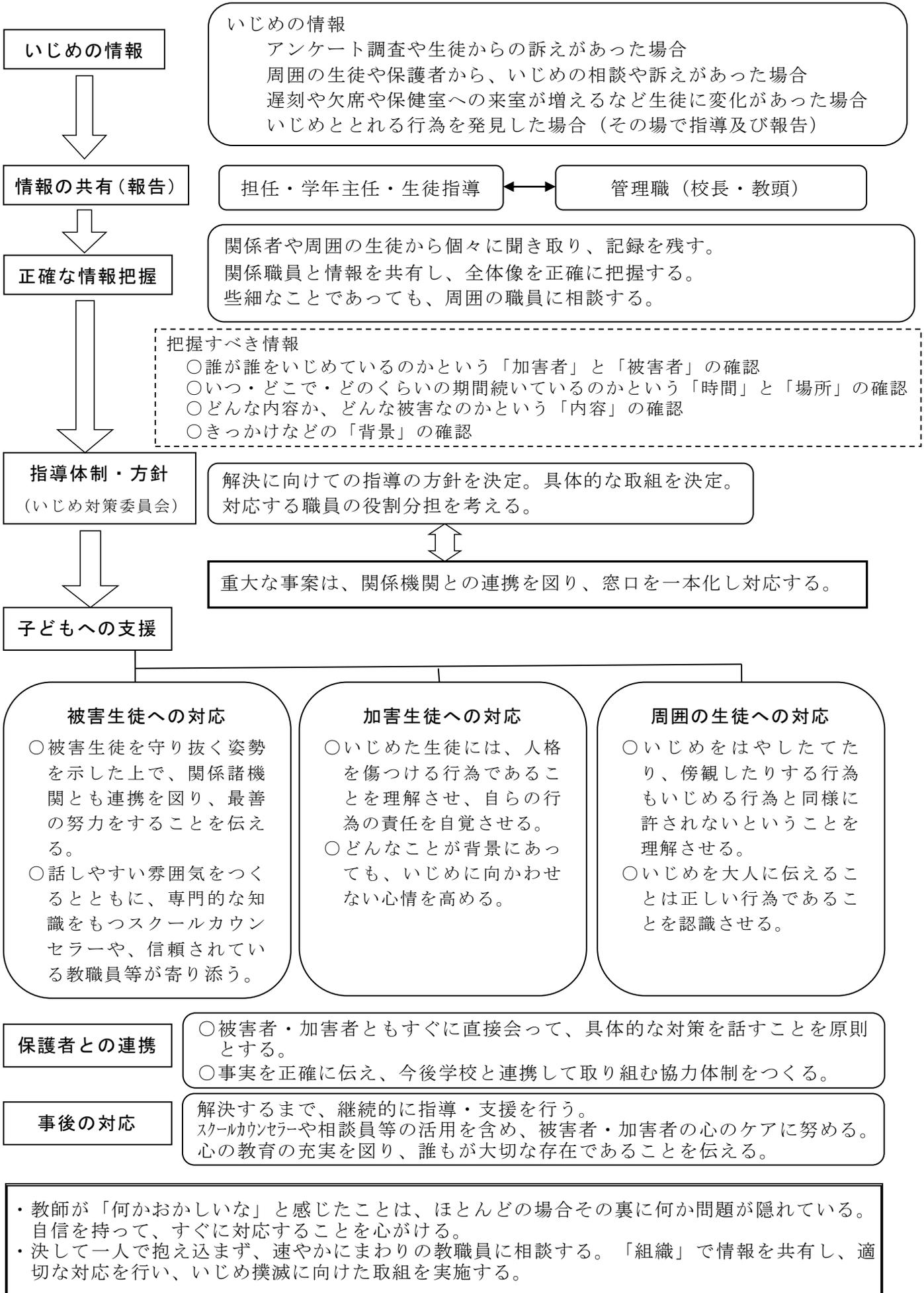
<年間計画>

| 月 | 指導内容 | 月 | 指導内容 |
|---|---|----|--|
| 4 | 基本方針の共通理解・保護者への周知 校内研修（生徒の情報交換） 新入生歓迎行事（生活ルールの確認） 生活アンケート 学年学級 PTA | 10 | 生活アンケート 地域学習 |
| 5 | 生活アンケート 大運動会 PTA 総会 連休明けの生徒観察 | 11 | 教育相談 生活アンケート 薬物乱用防止教室（3年） 福祉体験学習 生徒会役員選挙 |
| 6 | 平和学習 生活アンケート 主任児童員と情報交換 | 12 | 人権集会 校内研修（生徒の情報交換） 生活アンケート 学年学級 PTA(1・2年) |
| 7 | 生活アンケート 学年学級 PTA 教育週間 道徳公開授業 性教育（3年） 教育相談・三者面談 | 1 | 主任児童員との情報交換 生活アンケート |
| 8 | 平和集会 生活アンケート 校内研修（情報交換・ケース会議） 小中連携研修会 | 2 | 学校評議員会 新入生説明会 生活アンケート 学年学級 PTA(1・2年) |
| 9 | 合唱コンクール 生活アンケート 主任児童員と情報交換 | 3 | 基本方針の点検・見直し 新入生引継ぎ・情報収集 年間の取組の検証・評価 |
| 生徒指導 A 部会（隔週） 生徒指導 B 部会（隔週） 特別支援 C 部会（隔週） | | | |

<いじめに関する主な相談窓口>

| 相談窓口 | 電話番号 | 相談時間 | 相談窓口 | 電話番号 | 相談時間 |
|--------------------|---|---------------------|-----------------------|------------------------------|----------------------------|
| 長崎市立 桜馬場中学校 | 095(822)3341 | 8:15～16:45 (月～金) | こども、女性、 障害者支援センター | 095(844)6166 095(846)5115 | 9:00～17:45 (月～金) 24時間対応 |
| 長崎市教育 研究所教育相談 | 0120-556-275 | 9:00～17:00 (月～金) | 心の健康相談統 一ダイヤル | 0570(064)556 | 18:00～翌朝 9:30 土日祝 24時間 |
| | Eメール soudan@nagasaki-city.ed.jp | | 長崎 いのちの電話 | 095(842)4343 | 9:00～22:00 年中無休 |
| 長崎市こども 総合相談 | 095(829)1122 | 8:45～17:30 (月～金) | 長崎県警察生活 安全相談窓口 | 095(823)9110 #9110 | 9:00～17:45 (月～金) |
| | Eメール soudan@_kodomo@naasaki-city.lg.jp | | チャイルド ライン | 0120(997)777 | 16:00～21:00 (毎日相談) |
| 長崎県警本部 ヤングテレフォン | 0120-786-714 | 9:00～17:45 (月～金) | 県教育センター 「親子ホットライン」 | 0120(0)78310 | 24時間相談 |

<いじめが発生した場合の対応>



<いじめのチェックリスト>

1 表情・態度

- 笑顔が無く沈んでいる。
- 表情がさえず、ふさぎ込んで元気がない。
- ぼんやりとしていることが多い。
- 周りの様子を気にし、おすおすとしている。
- いつも一人ぼっちである。
- 部活動を休むようになった。
- 視線をそらし、合わそうとしない。
- 感情の起伏が激しい。
- わざとらしくはしゃいでいる。
- おどおどしていて、落ち着きがない。
- 学習が急に低下した。

2 身体・服装

- 体に原因が不明の傷（打痕、擦り傷、切り傷、リストカット）などがある。
- 顔色が悪く、活気がない。
- けがの原因を曖昧にする。
- 登校時や休み時間に、体の不調（頭痛、腹痛）を訴える。
- 服に靴の跡が付いている。
- 寝不足等で顔がむくんでいる。
- シャツやズボンが汚れたり、破けたりしている。
- ボタンがとれていたり、ポケットが破けたりしている。

3 持ち物・金銭

- かばんや筆箱等が隠される。
- 机や椅子が傷付けられたり、落書きされていたりする。
- 靴や上履きが隠されたり、いたずらされたりする。
- 作品や掲示物にいたずらされる。
- 机を離される。
- ノートや教科書に落書きがある。
- 必要以上のお金を持っている。

4 言葉・行動

- 他の子供から言葉掛けを全くされていない。
- 職員室や保健室の付近でうろうろしている。
- いつもぼつんと一人でいたり、泣いていたりする。
- いつも人の嫌がる仕事をしている。
- 不安げに携帯電話をいじったり、メール（ライン）の着信や掲示板をチェックしたりしている。
- 登校を渋ったり、忘れ物が急に多くなったりする。
- 一人であることが多くなった。
- 数が少なくなる。
- すぐに保健室に行きたがる。
- 教室にいつも遅れて入ってくる。
- 家から金品を持ち出す。
- ルール違反が多くなる。
- よくトイレに行くようになった。

5 遊び・友人関係

- いつも遊びの中に入れない。
- 友達から不快に思う呼び方をされている。
- グループで行う作業の仲間に入れてもらえない。
- よくけんかが起こる。
- 付き合うグループや友達が急に変わったり、教師が友達のことを聞くと嫌がったりする。
- 他の人の持ち物を持たせられたり、使い走りをさせられたりする。
- 笑われたり冷やかされたりする。
- 周りの友達が異常に気を遣う。
- 遊びの中で常に嫌な役割を担わされている。
- 班分けで最後まで所属が決まらない。

6 教師や家族との関係

- 視線を合わせなくなる。
- 会話を避けるようになる。
- うそをつくようになった。
- 関わろうとしない、避けようとする。
- 家に帰る時刻が遅くなった。
- 一人で部屋にいる時間が多くなった。